最終更新日：2019年1月30日

グレイステクノロジー株式会社
松村 幸治
問合せ先：03-5777-3838
証券コード：6541
https://www.g-race.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主・投資家のみならず社員や取引先等全てのステークホルダーから正しく理解され、ステークホルダーとの間に生まれる信頼と共栄の関係を継続させることが、長期的に企業価値の最大化を実現するものと考えております。この意識を念頭に置き、全てのステークホルダーより信頼を得る企業を目指すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の最も重要な課題の一つとしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2④】
当社は、議決権電子行使プラットフォームの利用や株主総会招集通知の英訳は現時点で実施しておりませんが、今後、実施に向けて検討を進めてまいります。

【補充原則1－2⑤】
当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会で自ら議決権の行使等を行うことを希望する場合において、信託銀行等と協議し対応していくことを今後の検討課題と認識しております。

【補充原則3－1②】
当社の株主構成において海外投資家の比率の推移を踏まえつつ、英語版のホームページを開設いたしました。引き続き、株主総会収集通知、決算説明資料、株主通信等の英語版作成を検討してまいります。

【補充原則4－1②】
【原則5－2．経営戦略や経営計画の策定・公表】
当社は、中期経営計画を策定し、その目標達成に向け経営戦略や事業戦略の遂行に取り組み、毎年、計画の見直しを行っております。しかし、当社の事業特性として、顧客の中期経営計画の策定の遅れ等により、受注の予測時期が不確定であるため、中期経営計画を公表しておりません。毎期の業績向上に努め、株主の皆様の期待に応えていきたいと考えております。
なお、成長戦略の指標として中期経営計画を開示する必要性は引き続き検討してまいります。

【補充原則4－1③】
当社は、最高経営責任者等の後継者の具体的承継プランは策定しておりませんが、今後は、当社の経営理念や行動指針、経営戦略から導かれる役員に求められる要件を基準として、取締役会において後継者候補の育成について監督してまいります。

【補充原則4－2①】
取締役の報酬は、株主総会において決定された総額の範囲内において職務、実績等を勘案して配分し、中長期的な業績及び企業価値の向上等に配慮した体系としております。
個々の取締役の報酬額は、上記に沿って取締役会で決定しており、現在の報酬体系が健全な動機付けに資するものと考えておりますが、より客観的で透明性のある手続きの構築と報酬制度について、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4－3②】
当社の代表取締役は、会社経営や事業に関する知識や経験、業務執行の監督やリスク管理の能力等を総合的に勘案し、会社の持続的な成長に向けてリーダーシップを発揮し得るものが、取締役会による十分な議論を経て指名されておりますが、【補充原則4－1③】の最高経営責任者等の後継者の計画と併せて手続きの整備を検討してまいります。

【補充原則4－3③】
当社は、現時点において最高経営責任者等の解任に形式的なプロセスを明示しておりませんが、【補充原則4－1③】の最高経営責任者等の後継者の計画と併せて手続きの整備を検討してまいります。

【原則4－8．独立社外取締役の有効な活用】
当社は独立社外取締役を1名のみ選任しておりますが、同取締役は会社経営に関する豊富な知識と経験があり、各取締役をはじめ経営陣等と適宜意見交換を行い、企業価値向上のための助言を行う等、独立社外取締役としての責務を十分果たしております。
また、独立社外監査役が2名在籍しており、各独立役員は、それぞれに独自の視点から経営の監視、監督を行っており、コーポレート・ガバナンスは十分に機能していると考えております。
以上のことから、直ちに、独立社外取締役の増員は考えておりませんが、将来的に、M&A等を検討しており、当社の事業内容が複雑化した場合には、独立社外取締役の増員を検討したいと考えております。

【補充原則4－8①】
現時点では、独立社外者のみを構成員とする会合等は開催しておりません。
独立社外者間での情報交換や認識共有を図るべく、必要に応じて、検討してまいります。

【補充原則4－8②】

当社は社外取締役が1名のため「筆頭独立社外取締役」を選定しておりませんが、今後独立社外取締役の増員等を行った場合には、必要に応じて「筆頭独立社外取締役」の決定等を検討してまいります。

【補充原則4-10①】
当社は社外取締役が1名のため「独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会」を設置しておりませんが、今後は更に指名・報酬等に係る客観性と説明責任を強化するため、独立社外取締役の増員等を通じて、「独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会」の設置等を検討してまいります。

【補充原則4-11③】
当社は取締役及び監査役から取締役会等の場で、適時に業務執行取締役の評価や意見のヒアリング等を行うとともに、取締役会の実効性の分析や評価についても意見交換を行っており、取締役会の実効性は確保されているものと判断しております。取締役会の実効性評価については、今後の取締役会機能向上を目的とした評価手法と、その評価結果の開示について検討し、導入してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4.政策保有株式】
・当社は現在、政策保有株式を保有しておりません。
・当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、又は協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合を除き、原則として取引先等の株式等(以下、「政策保有株式」といいます。)を保有しません。
・保有した場合における個別の政策保有株式については、保有する上での中長期的な経済合理性や取引先との総合的な関係の維持・強化の観点からの保有効果等について、取締役会において検証を行います。

【原則1-7.関連当事者間の取引】
・当社は、当社役員や主要株主等との取引(関連当事者間取引)を行う場合は、当該取引が、当社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう当社の「取締役会規則」において事前に取締役会の決議を受けなければならない旨を定めております。取締役会では、当該取引の条件が一般の取引と乖離しないように決定しております。
・また取引後は、取締役会にてその報告を行うことにより取引条件等の監視を行っております。

【原則2-6.企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、企業年金制度はありません。

【原則3-1.情報開示の充実】
(ⅰ)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社の目指すところ(経営理念)及び当社の経営戦略は、以下のＵＲＬに開示しております。
https://www.g-race.com/
(ⅱ)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「Ⅰ.1.基本的な考え方」に記載のとおりであります。
(ⅲ)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きについては、本報告書の「Ⅱ.1.【取締役報酬関係】報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。
(ⅳ)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
取締役・監査役候補の指名に当たっては、候補者自身の経験、知識、専門性、見識等の観点と取締役会全体、監査役会全体の多様性等バランスの取れた構成になるよう配慮して候補者を指名しております。また各候補者の指名の際には、独立社外取締役が参加する取締役会での議論を踏まえて決定しております。なお、監査役候補者については当社の健全な発展と社会的信用の維持向上に資する資質があり中立的、客観的に監査を行うことが出来るかを基準として選定し、監査役会の同意を得て指名しております。
経営陣幹部の解任の方針と手続については、経営陣幹部に、法令・定款に違反する行為があった場合、または職務の懈怠により当社の企業価値を著しく毀損させたと認められる場合には、取締役会でその処遇を決定しております。
(ⅴ)取締役会が上記(ⅳ)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役及び監査役の選任についての説明は、株主総会招集通知に記載のとおりであります。
取締役の選任:http://ssl.eir-parts.net/doc/6541/ir_material1/94760/00.pdf
監査役の選任:現在の監査役は、上場前に選任されたため、選任時の株主総会招集通知を公開しておりません。次回の監査役の選任時は、株主総会招集通知で監査役の選任についての説明を公開いたします。

【補充原則4-1①】
取締役会は、法令及び定款が定める事項及び経営の基本方針・重要な営業方針等「取締役会規則」に定める重要事項を決定しております。それ以外の業務執行の決定については、「職務権限規則」等の社内規則に基づき経営陣に委任しており、意思決定の迅速化・効率化を図っております。これらの区分については、「取締役会規則」及び「職務権限規則」等で例示しております。

【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に従い、当社との間に利害関係がなく一般株主と利益相反が生じる恐れのないと判断される者で、実績・経験・知見も鑑み取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できること等を満たす人物を独立社外取締役の候補者として選任することとしております。なお、社外取締役の独立性に関する基準については、本報告書の「Ⅱ.1【取締役関係】会社との関係」に記載のとおりであります。

【補充原則4-11①】
・取締役の選任に関する方針は、「【原則3-1】(4)」に記載のとおり、経験、知識、専門性、見識等の観点と取締役会全体の多様性等のバランスの取れた構成とすることとしております。
・また、選任にあたっては、性別・年齢・人種等を問うことはせず、事業に係る意思決定を行うにあたり必要とされる知識・経験・能力を持つことを基準としており、社外取締役の意見を尊重しながら十分に取締役会で審議を行い、株主総会にて決定しております。
・当社は、現在6名の取締役が就任しており、取締役会において、活発な議論と迅速な意思決定を行っていく規模として適切と考えております。またその内訳は、幅広い経験と豊富な見識を持つ社外取締役1名と当社の事業に関する豊富な経験と専門知識を持つ社内取締役5名(うち女性1名)で構成されております。

【補充原則4-11②】
当社では、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、他の上場会社の常勤役員を兼任しておらず、当社役員として十分な時間・労力を確

保しております。
取締役及び監査役の重要な兼職状況は、株主総会招集通知に記載のとおりであります。
http://ssl.eir-parts.net/doc/6541/ir_material1/94760/00.pdf

【補充原則4-11③】
当社は、取締役会を原則毎月開催し、重要案件を漏れなく適時・適切に審議・報告しております。社外取締役・社外監査役に対しては、原則として事前に、取締役会事務局から議案の内容及び議案の背景となる当社の事業状況に対する個別の説明を実施しております。このような事前の説明により、社外取締役・社外監査役の理解が促され、取締役会で活発な議論や十分な検討につながっております。

【補充原則4-14②】
当社においては、取締役・監査役に対して、職務遂行上必要となる法令知識の習得及び取締役・監査役の役割と責務の理解促進に努めており、講習会や交流会に参加する機会も提供しております。社外取締役及び社外監査役に対しては、当社の事業・課題の理解を深めることを目的として、随時当社の事業・課題に関する説明会等の施策を講じております。
また、取締役・監査役に対し、少なくとも年1回、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス等の研修会を実施する方針であります。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】
株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下のとおりであります。
(1) 株主との対話は、経営企画室及び管理部が担当し、代表取締役、担当取締役、担当部長等と対応方法を検討し、積極的かつ適切に対応するものとします。
(2) 対話を補助する社内の関連部門は、情報共有を確実に行うために会議を開催する等、積極的に連携を取りながら、株主との対話の支援を行っております。
(3) 株主に対しては、決算説明会、当社ホームページによる情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくような活動を実施しております。
(4) 対話において把握した株主や投資家の意見等は、取締役会で報告を行い、情報の共有及び活用を図っております。
(5) 対話に際してのインサイダー情報の管理は、「インサイダー取引防止規則」を策定しており、未然防止に注力しております。また、役員及び社員に対しては、継続的な教育を行っております。
(6) 必要に応じて実質株主調査を実施し、株主構造の把握に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松村 幸治	3,615,600	26.24
NMC株式会社	2,520,000	18.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,341,100	9.73
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	375,055	2.72
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDUUCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	375,000	2.72
JP MORGAN CHASE BANK 380646	237,200	1.72
CGMI PB CUSTOMER ACCOUNT	227,901	1.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	179,300	1.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	176,600	1.28
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	166,100	1.20

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
村田 斉	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村田 斉	○	村田斉氏が代表取締役を務める株式会社ＳＥプラスとの間で、技術翻訳派遣に係る紹介手数料を支払っておりました。	企業経営における豊かな経験と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言いただきたいため、社外取締役といたしました。当社と村田斉氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査業務の品質及び効率を高めるために、監査法人及び内部監査室と相互協議に基づき、情報・意見交換等の緊密な連携を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小林　冬海	他の会社の出身者													
尾関　真一郎	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林　冬海	○	―――	企業経営における豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で監査いただきたいためです。当社と小林冬海氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。
尾関　真一郎	○	―――	企業経営における豊かな経験と高い見識に基づき、広範かつ高度な視野で監査いただきたいためです。当社と尾関真一郎氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役について、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、平成28年3月に、業績向上に対するモチベーションの向上及び優秀な人材の確保を目的にストックオプションとして、当社の役職員に対して新株予約権を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。
取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び各監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外取締役及び監査役へのサポートは、管理部にて行っております。また、常勤の社内監査役と社外監査役との間で適宜情報の交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会
取締役会は、社外取締役1名を含む取締役6名で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、法令・定款・取締役会規則に基づき重要事項を決議及び報告し、取締役の職務執行を監督しております。
また、取締役会には、全ての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。
2. 経営会議
経営会議は、原則として月1回開催しております。取締役、監査役及び各部門長の他、代表取締役が必要に応じて指名する管理職が参加し、取締役会付議事項及びコンプライアンス、リスク管理に関して経営上重要な影響を及ぼすおそれのある事項の協議、各部門からの業務執行状況及び月次業績の報告と審議が行われております。また、重要事項の指示・伝達等により認識の統一を図る会議体として機能しております。
3. 監査役会
当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会は、監査役3名で構成され、うち2名は社外監査役であり、うち1名は常勤監査役であります。監査役はガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。監査役は取締役会、経営会議その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について厳正な監視を行うとともに、積極的に意見を述べ、意思決定プロセスや取締役の業務執行の状況について確認ができる運営体制となっております。
監査役は、監査計画に基づき監査を実施し、原則として月1回定例で監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会も開催しております。また、内部監査室、及び会計監査人と随時会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。
4. 会計監査人
当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、監査を受けております。なお、同監査法人及び同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。
5. 内部監査
当社は、代表取締役直轄の内部監査室を設置し、定期的に内部監査を実施するとともに、その結果を代表取締役に報告しております。代表取締役は内部監査結果を受け、被監査部門に内部監査結果及び改善事項を通知し、改善報告を提出させることにしております。なお、内部監査室は、内部監査の状況等について、随時、監査役及び会計監査人と連携しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しているほか、内部監査室による業務監査を実施しております。これら各機関の相互連携により、経営の健全性、効率性及び透明性の確保が図られていると考えております。
また、当社は、社外取締役1名及び社外監査役2名を選任することにより、客観的かつ中立的な経営監視機能を有効に機能させております。
意思決定の透明性・健全性の向上及び経営環境の変化に対応したガバナンス機能が期待されることから、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題と認識しております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後検討すべき課題と認識しております。
その他	当社はホームページ内に、招集通知、決議通知を掲載しております。 https://www.g-race.com/ir/meeting.html

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内に掲載しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催の個人向けIRセミナーへ適宜参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期ならびに年度の決算発表後、年に2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、招集通知、株主通信や適時開示資料を当社のホームページで開示しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室及び管理部が担当いたします。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	今後検討すべき課題と認識しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	今後検討すべき課題と認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、取引先、株主、社員等、当社のステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を開示することが重要であると認識しております。当社では、ホームページ及び会社説明会等を通じて会社情報を提供してまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制の基本方針
取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は以下のとおりであります。
(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
取締役は「取締役会規則」等その服務を規律する社内規則に基づいて職務を執行する。取締役が他の取締役の法令および定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告する。
(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制
取締役会議事録その他取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款および「文書管理規則」等の社内規則に従い、文書（紙または電磁的媒体）に記録して適切に保管および管理する体制を整える。また、取締役および監査役はこれらの文書を閲覧することができるものとする。
(3) 損失の危険の管理に関する規則その他の体制
当社は、専門部署によるシステム管理およびジョブ管理、帳票システムの一元管理により、ジョブに係るモニタリングを常に行い、損失の危険を管理し、損害の拡大を未然に防止し、または損害を最小限に抑える。
(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、「取締役会規則」に基づき機動的に取締役会を開催する。
(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(ⅰ)使用人は「就業規則」「品質マニュアル」等の社内規則に基づいて職務を執行する。
(ⅱ)当社におけるコンプライアンスの推進については、管理部がコンプライアンス体制の整備および維持を図るとともに、日常的なモニタリングを行う。
(6) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(ⅰ)取締役は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に適時に報告する。監査役は、必要に応じて、取締役および使用人に対して随時報告を求めることができる。
(ⅱ)監査役は、監査役会等を通して定期的に他の監査役と意見交換をすることによって緊密な連携を図る。
(ⅲ)監査役は、取締役会やその他必要と認める会議等に出席し、当社に係る重要な事項についての報告および情報提供を受ける。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「反社会的勢力対応規則」を定め、全役職員が本規則を遵守し、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。反社会的勢力対応の主管部門は、管理部と定めており、所管警察署等の外部専門機関との連携を図れるよう体制を構築しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

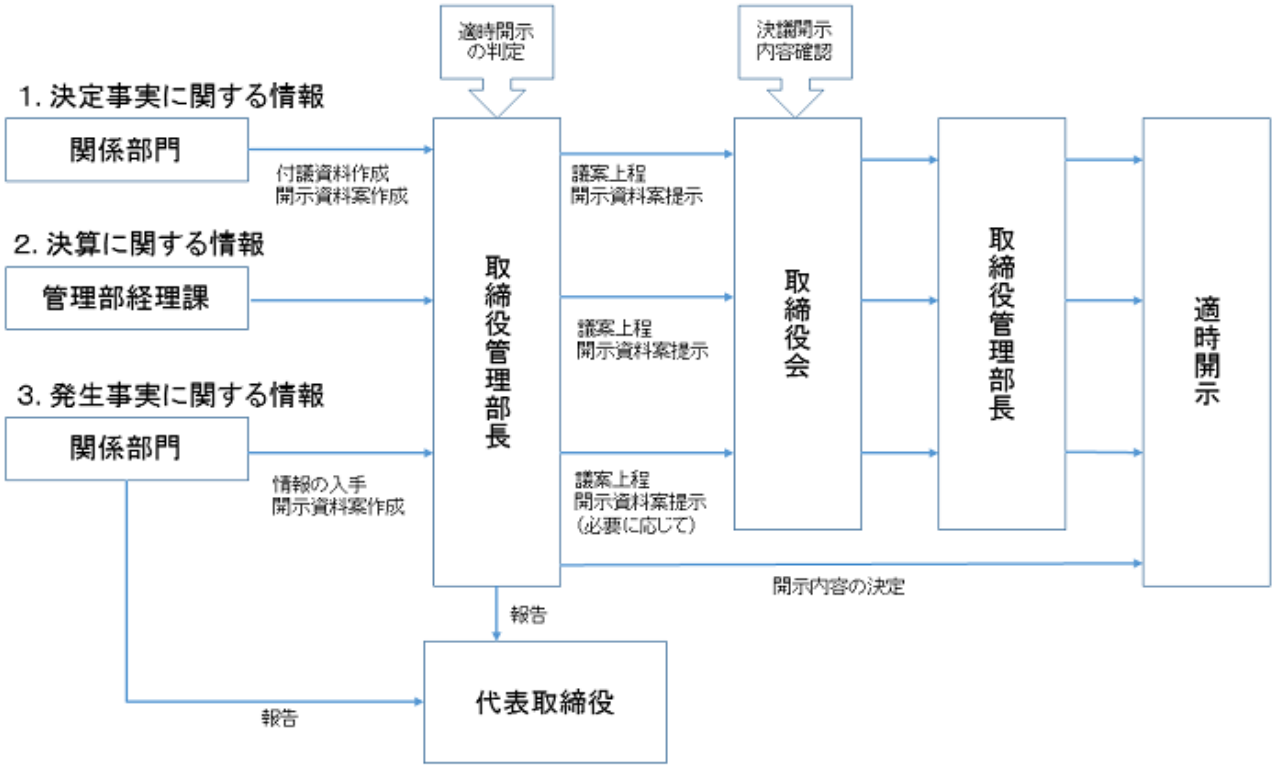
買収防衛策の導入の有無	なし

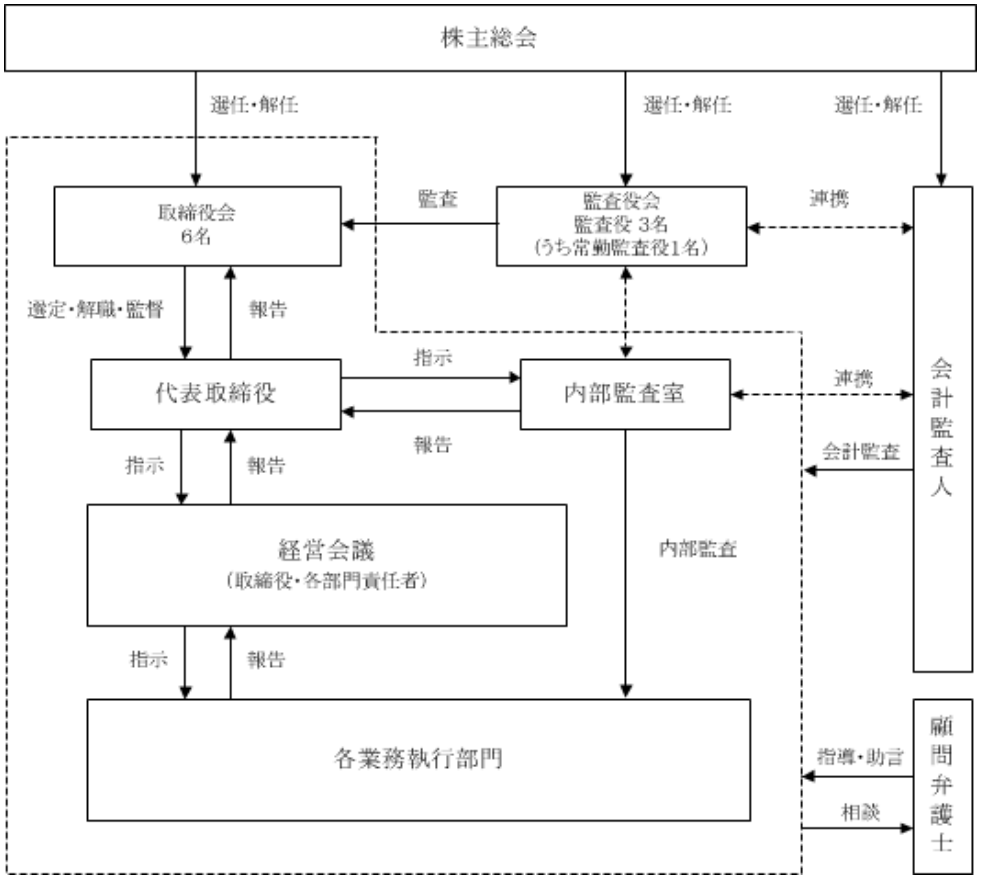
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――




株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
6名
監査
監査役会
監査役 3名
（うち常勤監査役1名）
連携
選定・解職・監督
報告
代表取締役
指示
内部監査室
連携
報告
会計監査
指示
報告
経営会議
（取締役・各部門責任者）
内部監査
指示
報告
各業務執行部門
指導・助言
相談
会計監査人
顧問弁護士